

労働運動への 共謀罪型弾圧が 始まっている

かいと、ゆういち 一九五五年生まれ、弁護士、日本弁護士連合会秘書長、対策本部副部長、共謀罪型弾圧本部副部長、秘密保護法対策弁護団共同代表、著書に「秘密保護法 何が問題か」(岩波書店、共著)、「何のための秘密保護法か」(岩波ブックレット、共著)など多数。

海渡雄一

共謀罪成立のもとの危険な徴候

二〇一七年六月、共謀罪の規定を含む組織犯罪処罰法の改正法案が成立してから、まもなく二年が経過する。委員会採決を省略した中間報告という奇策による「成立」であった。

二〇一七年七月に施行された際に出された通達では、共謀罪が適用された事例は法務大臣に報告することが求められているが、二〇一九年三月の時点で、まだ報告はない。

だが、危険な徴候は、法の成立前から現れていた。

沖縄では、辺野古新基地建設に反対する山城博治さんたちが二〇一六年に公務執行妨害や威力業務妨害の罪などで逮

捕・起訴、約五ヶ月にもわたって勾留され、国連人権理事会など国際社会からも批判を浴びた。

今年に入り、危険な徴候は、さらに広がりを見せている。本稿で報告する全日建関西地区生コン支部の事件は、共謀罪が適用された事件ではないが、労働組合のコンプライアンス活動が「恐喝」に、労働争議における説得活動が「威力業務妨害」という罪に問われ、その共謀を理由として、交渉・争議行為の現場に一度も参加していない組合幹部や事業者も含め、昨年八月から今年の三月までにのべ六二人が逮捕されている。いまなお一〇名の勾留が継続され、本年三月末の時点で勾留期間が七ヶ月に及んでいる者もいる。

私は、何が起きているのかを自分の目で確かめるために、秘密保護法や共謀罪の制定に反対した仲間の弁護士とともに、本年二月一日に大阪地裁での第一回公判を傍聴した。

開廷二時間前にもかかわらず、生コン支部を「潰す」と公言する大阪広域生コン協同組合が動員をかけていたようで、経営者側と思われる傍聴者約七〇名がすでに法廷前で並んでいた。多くの組合員は傍聴すらできなかった。

被告人の意見陳述の中で、ある組合員は、「正当な労働組合活動が、恐喝とか、威力業務妨害とか言われて犯罪扱いされているのが本件です。労働組合イコール反社会的集団というレッテルを貼る世の中に持っていけるよう、私たちの活動が利用されていると感じます。もし団体行動が犯罪扱いされるのであれば、団体交渉で決裂することもできなくなり、会社の言いなりになるしかなく、団体交渉権も力を奪われます。そうなると労働組合に力がなくなり、労働者は弱い立場でいようにされるだけになります」と述べた。

労働組合という組織が果たす社会的な役割を考えれば、きわめてまっとうな意見である。そして、驚いたことに、傍聴している生コン会社の経営者の中にも、こうした組合員の語る言葉にうなずく者や、小刻みに震えている者もいたのである。その意味は、生コン支部の活動が、これまで中小企業の経営者らと協力し、その生活や利益と共存する形で進められてきた背景を知らないという理解できないだろう。

労働組合の正当な活動が「犯罪」とされた

事件を担当する弁護団からの報告によれば、事件の概要は次の通りである。

第一に、滋賀の「湖東協同組合事件」は、二〇一八年七月から、まず協同組合の理事ら事業者が逮捕される形で始まった。翌八月から組合役員も逮捕された。中小の生コン企業で作る協同組合(湖東生コン協同組合)の役員が、二〇一七年三月から七月にかけて、滋賀の工事現場で使う生コンを協同組合から買わせようとして、「協同組合から生コンを買わなければ、大変なことになりますよ」とセネコンを脅したとされる恐喝未遂事件である。

この「大変なこと」とは、労働組合が、建設工事現場の違法行為を指摘して改善を求める、いわゆるコンプライアンス活動を指すとされている。具体的には、「カラーコーンが道路使用許可なく置かれている」と工事現場で指摘したこと、「汚泥が道路に散乱している」などとする内容のビラをセネコンの事業所付近の路上で配布したことなどとされている。

検察官は公には述べていないが、飲料水メーカーのチェリオの倉庫建設現場で、ダンプカーのタイヤがすり減ってブレーキが効かないおそれのある状態になっていることや、同じくダンプカーのバンパーが外れた状態にあること、さらに現場監督が資格を持っていないことなどを組合員が指摘し、道